

## 令和7年第1回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和7年1月28日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 2号 羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）
- 第10 議案第 7号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 8号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 9号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第10号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第3号）

### ○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君
5番 村 上 雄 也 君	6番 小 寺 光 一 君
7番 磯 野 直 君	8番 舟 見 俊 明 君
9番 工 藤 正 幸 君	10番 平 山 美知子 君
11番 村 田 定 人 君	

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君

監査委員	熊木良美君
総務課長	伊藤雅紀君
総務課長補佐	木村謙彦君
総務課職員係長	宇野延仁君
地域振興課長	飯作昌巳君
財務課長	清水聡志君
財務課主幹	門間憲一君
町民課長	大平良治君
町民課	富樫潤君
町民生活係長	
福祉課長	高橋伸君
福祉課	
社会福祉係長	高本勇一君
福祉課子ども係長	村上達君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課	
介護保険係長	山川恵生君
上下水道課長	棟方富輝君
上下水道課長補佐	熊谷裕治君
商工観光課長	三上敏文君
商工観光課	
商工労働係長	廣谷将大君
学校管理課長	葛西健二君
学校管理課主幹	佐々木慎也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡辺博樹君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	佐藤諒輔君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和7年第1回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。  
町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和7年第1回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております案件は、議案として条例案5件、補正予算案5件の計10件であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 工藤正幸君 10番 平山美知子君  
を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第5号

○議長（村田定人君） 日程第4、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第2号 羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第4号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第5号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上5件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第1号から議案第5号までについて関連がありますので、5件を一括して提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

今回の改正については、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案いたしておりますが、特別職、議会議員の皆様及び会計年度任用職員についても一般職に準じて改定することとし、ご提案申し上げます。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要についてご説明申し上げます。

1点目は、月例給の引上げであります。給料表の改定を行い、改定率で平均3.0%の増となるものであります。なお、この改定は、令和6年4月1日まで遡及し、適用するものであります。

2点目は、期末、勤勉手当の引上げであります。年間支給割合を一般職員は0.1月分、定年前再任用短時間勤務職員は0.05月分引き上げるものであります。なお、この改定についても令和6年4月1日まで遡及し、適用するものであり、引上げ分は全て12月支給分に配分するものであります。

3点目は、寒冷地手当の引上げであります。月額改定を行い、改定率で平均11.3%の増となるものであります。なお、この改定は、令和6年11月1日まで遡及し、適用するものであります。

以上が今回の給与改定の概要となります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和7年1月28日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するもので

あります。

それでは、別紙でお配りしております議案説明資料、議案第1号～第5号（要旨）に基づき説明させていただきます。また、添付しております新旧対照表と併せご確認願います。

資料1ページを御覧ください。新旧対照表は1ページから9ページとなります。まず、1、期末、勤勉手当の引上げであります。一般職については期末手当及び勤勉手当ともに0.05月分を引き上げ、年間支給割合を0.1月分の増とし、定年前再任用短時間勤務職員については期末手当及び勤勉手当ともに0.025月分を引き上げ、年間支給割合を0.05月分の増とするものであります。なお、当該条例の改正には直接触れられておりませんが、会計年度任用職員は一般職の期末、勤勉手当を準用しており、暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員と同様の改正となりますことを申し添えます。

また、この引上げ分は一般職及び定年前再任用短時間勤務職員ともに全て12月支給分に配分するものであり、表のとおり6月支給分は変更なく、一般職は12月支給分を0.1月分、定年前再任用短時間勤務職員は0.05月分をそれぞれ引き上げるものであります。なお、令和7年度以降はこの引上げ分を6月及び12月支給分へ均等に振り分け、それぞれの支給割合を等しくすることとしており、3月定例会において改めて条例改正を提案させていただく予定であります。

次に、2、月例給の引上げであります。高卒初任給を2万1,400円、大卒初任給を2万3,800円引き上げ、若年層に重点を置きつつ全等級について引き上げるものであり、改定率として平均で3.0%の増となるものであります。なお、改定後の給料表は議案書に記載のとおりとなります。

次に、3、附則であります。本条例の施行期日は公布の日としておりますが、冒頭にも説明させていただいたとおり、令和6年4月1日から適用することとしております。これにより改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を併せて定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第2号 羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和7年1月28日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するものであります。

資料2ページを御覧ください。新旧対照表は10ページとなります。まず、1、寒冷地手当の引上げであります。各区分における月額改定を行い、世帯主である者のうち扶養親族がある者は2万6,000円へ、その他の世帯主である者は1万4,500円へ、その他の職員は9,800円へ引き上げるものであり、改定率として平均11.3%の増となるものであります。

次に、2、附則であります。本条例の施行期日は公布の日としておりますが、令和6年1月1日から適用することとしております。これにより改正前の規定に基づいて支給された寒冷地手当は、改正後の規定による寒冷地手当の内払いとみなす旨を併せて定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和7年1月28日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。一般職の給与改定に準じて特別職の給与を改定するものであります。

資料3ページを御覧ください。新旧対照表は11ページとなります。まず、1、期末手当の引上げであります。0.1月分を引き上げ、年間支給割合を現行の4.45月分から4.55月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合として6月支給分は2.175月分に、12月支給分は2.375月分とし、年間支給割合を0.1月分の増とするものであります。ただし、(2)に記載しておりますが、令和6年12月の支給割合については、(1)の改正にかかわらず、一般職と同様に引上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2、附則であります。本条例の施行期日は公布の日としておりますが、附則第23項の規定は、令和6年12月1日から適用することとしております。これにより改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を併せて定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第4号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和7年1月28日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。一般職の給与改定に準じて議会議員の給与を改定するものであります。

資料4ページを御覧ください。新旧対照表は12ページとなります。まず、1、期末手当の引上げであります。0.1月分を引き上げ、年間支給割合を現行の4.45月分から4.55月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合として6月支給分は1.775月分に、12月支給分は2.775月分とし、年間支給割合を0.1月分の増とするものであります。ただし、(2)に記載しておりますが、令和6年12月の支給割合については、(1)の改正にか

かわらず一般職及び特別職と同様に引上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2、附則であります。本条例の施行期日は公布の日としておりますが、附則第22項の規定は、令和6年12月1日から適用することとしております。これにより改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を併せて定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第5号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和7年1月28日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。一般職の給与改定に準じて会計年度任用職員の給与を改定するものであります。

資料5ページを御覧ください。新旧対照表は13ページから19ページとなります。まず、1、月例給の引上げであります。会計年度任用職員の給与は、一般職の給料表を準用しているため、一般職の給料表改定に伴い改正するものであります。なお、改定後の給料表は議案書に記載のとおりとなります。

次に、2、附則であります。本条例の施行期日は公布の日としておりますが、一般職と同様に令和6年4月1日から適用することとしております。これにより改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を併せて定めております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

以上、議案第1号から議案第5号までの説明であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 羽幌町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号～議案第10号

○議長(村田定人君) 日程第9、議案第6号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算(第11号)、日程第10、議案第7号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第11、議案第8号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第12、議案第9号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算(第3号)、日程第13、議案第10号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算(第3号)、以上5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,244万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,992万1,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の1款議会費において議員期末手当27万円の増額は、一般職の給与改定に準じて議会議員の期末手当を改定するものであります。

次に、国の補正予算による重点支援地方交付金を活用し、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を実施する事業についてご説明いたします。

最初に、第2款総務費、自治振興費におけるバス・タクシー事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金430万円の増額は、バス及びタクシー事業者に対し、町民の生活を支える特急路線等の運行を継続して維持、確保するために必要な経費を支援するものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業4,102万3,000円の増額は、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付し、当該世帯が18歳以下の子供を扶養している場合、1人当たり2万円を加算して給付するものであり、対象1,270世帯及び子供加算60人分を見込んでいるものであります。

同じく介護福祉費において介護サービス基盤整備事業341万円の増額は、介護事業者に対し物価高騰に伴う影響を緩和させるため、施設の定員数等に応じた支援を行うものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において消費活性化対策事業3,736万4,000円の増額は、町民1人当たり6,000円のクーポン券を発行し、消費の下支えを通じて町民の生活支援を図るものであります。

以上が国の補正予算による重点支援地方交付金を活用した事業であります。

次に、10款教育費、中学校費、学校管理費において羽幌中学校施設管理事業251万円の増額は、令和7年度入学予定生徒数に対し対応可能な普通教室がないことから、面積の大きい被服室を改修して対応するものであります。

歳入につきましては、重点支援地方交付金に係る国庫支出金のほか、地方交付税及び前年度繰越金を増額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ247万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,257万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。保険事業勘定の歳出、1款総務費、一般管理費における132万3,000円の増額。

3款地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費における地域包括支援センター運営事業32万1,000円の増額及び介護サービス事業勘定の歳出、1款総務費、事業管理費における82万8,000円の各増額は、給与改定による職員人件費の増額であり、歳入につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,561万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出の1款簡易水道費、水道維持費において12万6,000円の増額は、給与改定による職員人件費の増額であり、歳入につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用において94万9,000円の増額は、給与改定による職員人件費の増額であります。

また、支出、第1款水道事業費用、第2項営業外費用で5万7,000円の減額は、起債償還に係る利率が想定利率を下回ったことによる企業債利息の減額で、これらにより第1款水道事業費用の総額を2億2,403万6,000円とするものであります。

資本的収入及び支出において、支出、第1款資本的支出、第2項企業債償還金で2万6,000円の増額は、起債償還において元利均等償還を採用していることから、先ほど申し上げました企業債利息の減額に伴い元金償還金が増額となり、第1款資本的支出の総額を9,241万8,000円とするものであります。

続いて、下水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益で97万3,000円の増額は、この後説明させていただきます収益的支出及び資本的支出の増額に伴い町補助金を増額するものであります。

収益的収入及び支出において、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用で89万3,000円の増額は、給与改定による職員人件費の増額であります。

また、支出、第1款下水道事業費用、第2項営業外費用で13万円の減額は、起債償還に係る利率が想定利率を下回ったことによる企業債利息の減額で、これらにより第1款下水道事業費用の総額を3億9,808万7,000円とするものであります。

資本的収入及び支出において、支出、第1款資本的支出、第2項企業債償還金で21万円の増額は、起債償還において元利均等償還を採用していることから、先ほど申し上げました企業債利息の減額に伴い元金償還金が増額となり、第1款資本的支出の総額を2億6,010万6,000円とするものであります。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第6号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算(第11号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第3号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第3号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和7年第1回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午前10時34分）